# 令和4年度 姫路市内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のと おり作成しました。

## 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

本市においては、「姫路市内部統制に関する基本方針」を策定し、当該方針に基づき (1)業務の効率的かつ効果的な遂行、(2)財務報告等の信頼性の確保、(3)業務に関わる 法令等の遵守、(4)資産の保全の4つの目的を達成するよう、組織的に取り組むことと し、財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

#### 2 評価手続

本市においては、令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

### 3 評価結果

全庁的な内部統制については、内部統制の基本的要素である「統制環境」、「リスクの評価と対応」、「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」及び「ICTへの対応」について、評価項目に対応する制度等が適切に定められ、運用されていました。

業務レベルの内部統制については、リスク評価シートにより識別されたリスク (1,245件)に対し、重大な不備と評価するものはありませんでした。

本市の財務に関する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備されており、評価対象期間において有効に運用されているものと判断いたしました。

# 4 不備の是正に関する事項

内部統制の重大な不備と評価するものはありませんでしたが、評価手続の過程で判明 した事務処理の誤り等の不備については、各所属においてその内容を踏まえて事務執行 体制の見直しを行うなど、適正な事務執行を図っていきます。

令和5年(2023年)6月9日